

建築基準法施行令の規定に基づき、準耐火構造の壁を貫通する給水管等の構造方法を定める件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
建築基準法施行令の規定に基づき、<u>準耐火構造の壁を貫通する給水管等の構造方法</u>を定める件 平成五年六月二十二日 建設省告示第十四百二十六号 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」といふ。） 第三百二十六条の九の規定に基づき、<u>準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法</u>を次のように定める。 準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分は、次に定める<u>構造であるものとする。</u> 一 給水管、配電管その他の管と準耐火構造の壁とのすき間がモルタルその他の不燃材料で埋められていること。 二 <u>給水管、配電管その他の管の構造が令第四百二十九条の二の五第一項第七号イからハまでのいずれかに適合するものであること。</u>ただし、令第四百十五号の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造の壁若しくは<u>特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。</u>	建築基準法施行令の規定に基づき、<u>耐火構造若しくは準耐火構造の壁又は両面を防火構造とした壁を貫通する給水管等の構造に関する基準</u>を定める件 平成五年六月二十二日 建設省告示第十四百二十六号 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」といふ。） 第三百二十六条の九の規定に基づき、<u>耐火構造若しくは準耐火構造の壁又は両面を防火構造とした壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造に関する基準</u>を次のように定める。 耐火構造若しくは準耐火構造の壁又は両面を防火構造とした壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の<u>構造は、次に定めるものであること。</u> 一 給水管、配電管その他の管と<u>耐火構造若しくは準耐火構造の壁又は両面を防火構造とした壁</u>とのすき間がモルタルその他の不燃材料で埋められていること。 二 給水管、配電管その他の管の<u>耐火構造若しくは準耐火構造の壁又は両面を防火構造とした壁を貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に一メートル以内の距離にある部分が不燃材料で造られていること。</u>ただし、<u>耐火構造若しくは令第四百十五号の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造の壁若しくは甲種防火戸で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分</u>

三 換気、暖房又は冷房の設備の風道の準耐火構造の壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第十六項に定める構造の防火設備（<u>令第百十四条第五項の規定により読み替えて適用される防火設備に限る。</u>）が平成十二年建設省告示第〇〇号に定める方法により設けられていること。 附 則 この告示は、平成十二年〇月〇日から施行する。	又は昭和四十四年建設省告示第三千八百二十三号に定める基準に適合する部分については、この限りでない。 三 換気、暖房又は冷房の設備の風道の耐火構造若しくは準耐火構造の壁若しくは両面を防火構造とした壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第十六項に定める構造のタフパーが設けられていること。 附 則 この告示は、平成五年六月二十五日から施行する。
---	---